

独立行政法人日本学術振興会会計規程（抜粋）

第1章 総則

（契約担当者等）

第9条 振興会の契約は、理事長が契約担当者としてこれを行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、必要と認める場合には、役職員のうちから契約担当者の事務の一部を分掌させ、又は役職員以外で別に定める者に契約担当者の事務の一部を委嘱することができる。
- 3 前項の規定により契約担当者の一部を分掌する者、又は委嘱された者は、分任契約担当者という。
- 4 理事長は、必要と認める場合には、契約担当者又は分任契約担当者の補助者を、その職務の範囲を明らかにして命ずることができる。

第9章 契約

（契約の方法）

第36条 売買、賃貸、請負、その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定める。

（指名競争）

第37条 契約が次の各号に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争に付するものとする。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で前条の競争に付する必要がないとき。
 - 二 前条の競争に付することが不利と認められるとき。
- 2 契約が次の各号に該当する場合には、指名競争に付することができる。
 - 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - 四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
 - 五 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

（随意契約）

第38条 契約が次の各号に該当する場合には、第36条及び第37条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
- 三 競争に付することが、不利と認められるとき。

2 業務運営上の特別の必要に基づき物品を買い入れ若しくは製造させ又は土地若しくは建物を借り入れる場合その他別に定める場合においては、第36条及び第37条の規定にかかわらず随意契約によることができる。

(入札の原則)

第39条 第36条及び第37条の規定による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(落札の方式)

第40条 理事長は、競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、価格及びその他の条件が振興会にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第41条 理事長は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項その他履行に関する必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(監督及び検査)

第42条 理事長は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 理事長は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に対価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするために必要な検査をしなければならない。